

「あのとき、国民年金保険料を忘れないで納めておけばよかった。そうしたら、みんなと同じように年金を受けられたのに……」今、あなたはこう思つていてるのか。

このような方々の特例納付の事例を紹介いたします。

◎特例納付分（納期限から二年経過）  
四十九年四月～五十一年九月  
一二〇、〇〇〇円  
◎当時の保険料で納付できる分  
(納期限から二年以内)  
五十一年十月～五十三年十二月  
五九、三七〇円

問 私は昭和三十六年四月に国民年金に加入、現在四十五歳で、妻と農業を営んでいます。

昭和四十九年三月まで保険料を納めましたが、その後未納になっています。今回の特例納付で未納分を納めることができるか？ 答 あなたは強制加入者ですので、特例納付ができます。保険料は、一七九、三七〇円です。（但し、昭和五十三年十二月に納

入手手続きをし、必要な年数分の保険料を納付すれば、翌月から年金が受けられます。

あなたには、年金が受けられる最後のチャンスですので、ぜひ納付されるようおすすめします。

納付しなければならない金額は表1のとおりです。

日時 十月二十四日  
九時三十分より十五時  
場所 役場第二会議室  
担当者 佐原社会保険事務所  
年金専門官

## 相談所が開設されます

くわしくは、年金係までお問い合わせください。(有)二〇三〇二

表1 53年7月現在

老 令 ( 満 額 )	特 例 老 令 ( 期 間 短 縮 )	必要 な 期 間	納 付 す る 金 額	受 け ら れ る 年 金 額
一二年二ヶ月	六年一ヶ月	六 年 一 カ 月	二九二、〇〇〇円	一一〇、七〇〇円
五八四、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	二五五、九〇〇	一一〇、七〇〇円	一一〇、七〇〇円
三一一、四〇〇	一一〇年〇カ月	六 年 一 カ 月	二九二、〇〇〇円	一一〇、七〇〇円

選択する金額により、受け取れる年金額が変わります。納付金額は、分割納付もできます。

あなたは強制加入者ですので、特例納付ができます。保険料は、一七九、三七〇円です。（但し、昭和五十三年十二月に納

入手手続きをし、必要な年数分の保険料を納付すれば、翌月から年金が受けられます。

あなたには、年金が受けられる最後のチャンスですので、ぜひ納付されるようおすすめします。

## 「行政相談週間」始まる

十月十五日～二十一日まで

皆さんの日常生活には、いろいろな役所の窓口と接触する機会が多くあります。

この時、処理が遅い、処理結果が納得できない、どうしてよいかわからない、こうして欲しい等の不満や疑問を持ち、これらが生活上の心配ごとになっている方はあります。

こんな時、公平な立場で皆さんと役所の間に立って、心配ごとを

答 国民年金加入対象者には、本人の意志にかかわらず、加入する強制加入者（農林漁業の従事者や自営業）と、本人の希望によって

皆さんの日常生活には、いろいろな役所の窓口と接触する機会が多くあります。

この時、処理が遅い、処理結果が納得できない、どうしてよいかわからない、こうして欲しい等の不満や疑問を持ち、これらが生活上の心配ごとになっている方はあります。

この制度を理解し、利用していくため行政相談週間を設け制度の周知を図っています。

当町でも、行政相談委員を中心とし、各課の担当者と連絡協調の上、行政相談所を開きます。心当たりの方はお気軽においで下さい。

この制度を理解し、利用していくため行政相談週間を設け制度の周知を図っています。

皆さんの憩いの場として農村協同館をご利用ください。(有)二〇六一〇二

## ご利用を

### 農村協同館の

建設され、各種の会議やレクリエーション等の集いの場として利用されております。

この協同館は、昭和四十七年に大・小会議室、調理室があり、駐車場も広く、結婚式や同窓会にも利用できます。

皆さんの憩いの場として農村協同館をご利用ください。(有)二〇六一〇二